

白石町ゆうあい図書館雑誌有料広告募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、白石町ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載要綱に定めるもののほか、ゆうあい図書館雑誌有料広告掲載の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載希望者の対象)

第2条 掲載希望者は、企業、商店、組織・団体等を対象とし、個人及び次の各号に定めるものは対象外とする。

- (1) 各種法令に違反しているもの
- (2) 社会問題を起こしている業種や事業者
- (3) その他、町長が不適当と認めるもの

(広告の掲載位置)

第3条 掲載する広告の規格及び位置は、別紙のとおりとする。

- 2 広告の内容は、半期毎に変更できるものとする。
- 3 雑誌の配架位置は、図書館長が決定する。

(雑誌の選定)

第4条 掲載希望者は町が指定する「有料広告掲載対象雑誌リスト」の中から、希望する雑誌を選択するものとする。

- 2 広告掲載数は、雑誌1タイトルにつき1広告とする。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、別表のとおりとする。

(広告掲載期間の更新)

第6条 掲載期間満了の2か月前までに掲載中止の申し出がない場合は自動的に更新するものとし、その後も同様とするものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、実務に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

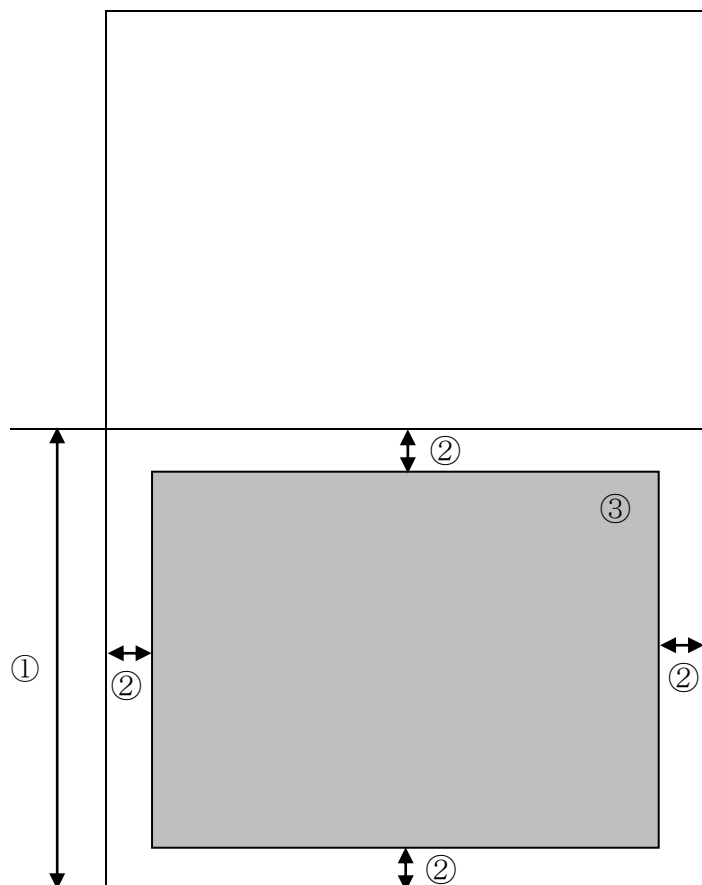
附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別紙（第 3 条関係）

〔雑誌新刊用カバー〕

〈表面〉



- ① 雑誌新刊用カバー縦の長さの 1/2 以内
- ② 上下左右それぞれに余白 1 c m 以上を除く
- ③ 広告の右上に「有料広告」の表示を縦 1 c m × 横 2 c m 程度で明記する

別表（第 5 条関係）

広告掲載料

階層区分	広告掲載料（年額）
第 1	5, 5 0 0 円
第 2	8, 8 0 0 円
第 3	1 1, 0 0 0 円

備考

- 1 各雑誌の広告掲載料は、町が指定する「有料広告掲載対象雑誌リスト」のとおりとする。
- 2 広告掲載期間が 1 2 月未満の広告掲載料は、1 2 で除して得た額に掲載月数を乗じて得た額とする。